**令和８年（フ）第６４２号**
千葉県松戸市六実６丁目15番地の12　シャトレ六実Ａ棟101号
債務者　伊藤　　学
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第６４３号**
千葉県松戸市六実６丁目15番地の12　シャトレ六実Ａ棟101号
債務者　伊藤ツホ子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第６５７号**
千葉県柏市松葉町２丁目11番地12　サンライズ鈴木302号
債務者　中村　礼子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第６６５号**
千葉県柏市東１丁目２番26―202号
債務者　猪島　悠太
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第６８０号**
千葉県我孫子市柴崎台４丁目３番37号（201号）
債務者　佐藤　友香
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和８年（フ）第１２６号**
神奈川県三浦市初声町下宮田3629番地４、前住所神奈川県足柄上郡大井町篠窪158番地２
債務者　山崎　　陸
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和８年（フ）第１６５号**
神奈川県横須賀市小原台12番３号
債務者　羽田　義博
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和８年（フ）第１６６号**
神奈川県横須賀市小原台12番３号
債務者　羽田　千春
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和８年（フ）第１７４号**
神奈川県逗子市新宿３丁目６番13号　逗子ハウス203、前住所神奈川県横浜市戸塚区矢部町1283番地１グッドルームレジデンス戸塚223号
債務者　福田　桃子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和８年（フ）第２１０号**
青森市花園２丁目34番３号
債務者　奥田八千美
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**令和８年（フ）第１０２号**
神奈川県厚木市松枝１丁目２番15号　みのりハイム103
債務者　碓井　太貴
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和８年（フ）第２７号**
大分県杵築市大字南杵築1887番地１　コーポラス元島２　404号室
債務者　廣澤　篤志
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

**令和８年（フ）第２９号**
大分県速見郡日出町大字豊岡6060番地29　町営住宅Ｂ－１－302
債務者　佐藤　菜津（旧姓吉永・山口）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

**令和８年（フ）第１９号**
山口市平井1056番地７　宝荘村崎第２　305号
債務者　大石　　駿
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**令和８年（フ）第５１６６号**
代替住所Ａ（旧住所　埼玉県秩父市寺尾1623―２）
債務者　須賀　朱梨
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５７９０号**
東京都練馬区大泉学園町５丁目６―24―303
債務者　湯浅里圭子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５８０１号**
東京都練馬区関町北３丁目４－８―606
債務者　丹野紀代子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部